

令和元年度秋田市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和元年7月9日(火) 13時30分から14時30分まで

場 所：秋田市役所本庁舎5階 第2委員会室

出席者：委員11人

事務局 地域福祉推進室

齋藤室長、鎌田参事、三浦副参事、高橋副参事、大淵副参事、

加藤副参事、進藤主席主査、永井主査、佐々木主査

保護第一課

嶋課長、田中課長補佐、鈴木主席主査

欠席者：尾野 恭一委員

【議事】

(1) 副専門分科会長の指名

原分科会長が秋田市社会福祉協議会長の黒崎委員を指名

(2) 第3次秋田市地域福祉計画の実績および第4次秋田市地域福祉計画の主な取組予定について

主な意見

- | | |
|-----------|--|
| (遠藤委員) | ○資料5ページの高齢者生活支援情報提供事業について、作成部数20,000部とあるが、どのような配布方法を予定しているのか。 |
| (事務局) | ○市民サービスセンターや地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等を通じて、施設やサービスを利用する高齢者に配布する予定である。 |
| (遠藤委員) | ○秋田市社会福祉協議会に配布する予定は。 |
| (事務局) | ○要望があれば配布する。 |
| (遠藤委員) | ○秋田市社会福祉協議会は利用される方が多いので、そちらにも配布していただきたい。 |
| | ※審議会後、秋田市社会福祉協議会に1,000部配布済みであることを確認した。 |
| (原委員(議長)) | ○資料4ページの評価を変更した取組について、成果という表記があるが、成果という点、取り組みによりどのような変化 |

があったかという意味合いとなるため、達成状況と表記すべきではないか。

(事務局)

○資料をホームページで公表する際に差し替えて対応したい。

(黒崎委員)

○資料5ページの高齢者生活支援体制整備事業の推進について、取り組みが始まってから3年経つが、具体的な目標設定はあるのか。また、進行状況についてはどうか。

(事務局)

○目標設定については、第4次秋田市地域福祉計画の63ページに記載しており、サービスの担い手養成研修への参加者を指標とした。新規事業であるため昨年度以前の実績は無いが、2020年度までに60人を目標として進めていきたい。

(黒崎委員)

○協議体の設置について、メンバーはどのように設定するのか。また、地域にはどのように反映されるのか。地域側からはあまり見えない部分であるため、どのようなことを地域に根ざして行うのかを教えてほしい。

(事務局)

○協議体の設置については、NPO法人、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、地縁団体(町内会連合会等)などから選出された委員により組織する。地域に対しては、分かりやすいかたちでPRすることを考えたい。

(阿部委員)

○先ほど黒崎委員から、取り組みが始まってから3年経つとのコメントがあったが、サービスの担い手養成が新規事業ということか。

(事務局)

○そのとおり。秋田市地域福祉計画に盛り込んだのは、第4次が初めてである。

(3) 秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の制定について

(阿部委員)

○資料7ページの4について、社会福祉施設の入居要件を満たさない生活保護受給者とあるが、具体的にどのような方を想定しているのか。

(事務局)

○若年性認知症の方や、要介護認定の対象とならないが、日常生活に見守りが必要な方を想定している。例えば特別養護老人ホームには年齢の制限があるため、若年層の方では入居できないといったケースがある。

- (阿部委員) ○後期高齢者を対象としたものではないと解釈してよろしいか。
- (事務局) ○基本的にはそのとおりだが、後期高齢者でも、施設に入居するまでの順番を待っている間に利用することは想定される。
- (阿部委員) ○職員配置について、暴力団員に関する規定は、他の施設に関する規定では見かけないが、この条例に明記する理由は何か。
- (事務局) ○厚生労働省から示された条例案に記載があったものである。また、推測ではあるが、無料定額宿泊所の運営をNPO法人が約半数を占めている現状において、職員に関する規定が無く、貧困ビジネスの温床となっていることへの対策としての意味合いがあると考えている。
- (阿部委員) ○暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこととあるが、何をもって5年とするのか。
- (事務局) ○暴力団の加入歴については、警察署等に照会をすることで確認することができる。
- (阿部委員) ○7月2日付けで厚生労働省老健局から中核市等に対し、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」という件名の通知があったが、通知の中で、関係機関に対し住宅確保要配慮者の養護老人ホームへの契約入所制度を周知するよう記載があった。そうした住宅確保要配慮者も、無料低額宿泊所に入居できるか。
- (事務局) ○養護老人ホームも含め、他施設の退所を余儀なくされたかたは、無料低額宿泊所の入居対象となり得ると考えている。
- (船木委員) ○無料定額宿泊所の定員は何名程度なのか。
- (事務局) ○5名以上を想定しているが、秋田市には施設がまだ無いため、届出があった施設を指定していくこととなる。なお、補足として、現在東北では施設があるのは仙台市のみで、20数か所程度である。
- (遠藤委員) ○罰則規定は設けないのか。条例の実効性に問題は無いのか。
- (事務局) ○条例に従わない場合は、改善命令を出し、改善計画書を提出

させる。それでも従わない場合は、行政処分を行うこととなる。なお、この点については国の検討会でも議論があったが、条例の制定により積極的な届出を促す狙いがあるため、厳しい罰則の適用はしない方針である。届出時に審査を実施し、監査も行われるので、チェック体制には問題が無いと考えている。

(土肥委員)

○自分が関わる分野では貧困ビジネスという言葉に馴染みが薄く、具体的なイメージがしにくい。具体的な事例を挙げてください。

(事務局)

○生活保護受給者を四畳半の部屋に6人で住ませながら家賃を各々40,000円に設定したり、さらにまかないの食費を徴収して、本人の手元には月5,000円程度しか残らないような事例がある。関東地方や関西地方に、こうした事例が多い。こうした劣悪な環境下で火災が発生し、多くの方が犠牲となる事例があったことが、条例制定の背景にある。

(原委員(議長))

○秋田市の実情については、把握しているのか。

(事務局)

○把握はしていないが、生活保護受給者については市が訪問して問題が無いか確認を行っており、法等に規定される施設については監査も入っている。

(4) その他

(遠藤委員)

○先日、とある全国放送のテレビ番組で、秋田県が全国で一番中高年のひきこもりが多いとのコメントがあったが、事実なのか。

(事務局)

○国の調査を元にした推計はあるが、具体的なデータは無く、市として実態は把握していない。ひきこもりの問題については、今後対策を進めていきたいと考えており、関係団体から意見を聞きながら、今年度中に進めていく予定である。

補足として、秋田市の生活保護受給世帯約4,300世帯中、22のひきこもり世帯に対し、ひきこもり支援員という専門員による家庭訪問を平成23年から実施している。それまで面会すらできなかった対象者と会話したり、中には買い物に出られるようになったケースもあり、一定の効果を挙げている。実態の把握はもちろんだが、こうした世帯に対する継続的な支援が必要である。

- (原委員(議長)) ○秋田県は高齢化率が高いが、全国的には若年層のひきこもりが多い等の傾向があるのか。
- (事務局) ○学生時代にいじめ等が理由でひきこもり状態となり、そのままの数十年にわたるケースがあることは把握しており、いわゆる8050問題としてクローズアップされている。ひきこもりというと若年層というイメージがあるが、その上の世代にも視点をあてた対策が必要であると考えます。
- (船木委員) ○ひきこもりについて、実態を把握する手段はこれから検討するのか。
- (事務局) ○そのとおり。

(以上)